

水道－１

許認可等の内容	庁舎での行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市水道局庁舎管理規程第４条第１項		
担 当 課	水道局資産管理課	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	７日	設 定 日	平成８年４月１日
審 査 基 準 庁舎での行為の許可は、その行為を庁舎で行う必要性があり、かつ、次に掲げる事項に該当するかどうかを判断して行う。 １ 当該行為が執務の妨げにならないと認められること。 ２ 当該行為が来庁者の妨げにならないと認められること。 ３ 当該行為が憲法第 89 条に抵触しないこと。 ４ 庁舎の安全、防災、機密保持その他庁舎の管理に支障をきたさないと認められること。 変更日 令和８年９月 30 日			

水道－２

許認可等の内容	庁舎への集団立入りの承認		
根拠法令及び条項	鳥取市水道局庁舎管理規程第 6 条		
担 当 課	水道局資産管理課	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	３日	設 定 日	平成８年４月１日
審 査 基 準 集団立入りの承認は、庁舎に集団で立入る必要性があり、かつ、次に掲げる事項に該当するかどうかを判断して行う。 １ 当該行為が執務の妨げにならないと認められること。 ２ 当該行為が来庁者の妨げにならないと認められること。 ３ 庁舎の安全、防災、機密保持その他庁舎の管理に支障をきたさないと認められること。 変更日 令和８年９月 30 日			

水道-3

許認可等の内容	給水装置の新設等の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業給水条例第5条第1項		
担 当 課	水道局給水維持課	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	10日	設 定 日	平成8年4月1日

審查基準

- 1 給水装置の設置場所が、鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例第2条第2項第1号に定める上水道給水区域であり、水道法第15条第1項に規定する「正当の理由」により拒否する場合を除き承認するものとする。

ここで、「正当の理由」とは、水道事業者の正常な企業努力にもかかわらずその責に帰することのできない理由により給水契約の申込みを拒否せざるを得ない場合をいい、給水装置の新設等の申込みについても同様とする。具体的には、次のような場合が想定される。

- (1) 水道法第 16 条に定める場合
- (2) 配水管未布設地区からの申込みの場合

ただし、申込者が自己の費用で配水管を設置し、給水を申し込む場合は除く。

- (3) 給水量が著しく不足している場合

ここで、「著しく不足している場合」とは、正常な企業努力にもかかわらず給水量が著しく不足している場合であって、給水契約の受諾により他の需用者への給水に著しい支障をきたすおそれが明らかである場合をいう。

- (4) 多量の給水量を伴う申込みの場合

ここで、「多量の給水量」とは、水道事業の事業計画内では対応し得ない多量の給水量をいう。

- (5) 「建築基準法の違反建築物に係る水道の取扱いについて（昭和 46 年 1 月 29 日付け環水第 12 号厚生省環境衛生局長通達）」に定める場合

2

- (1) 「給水装置の軽微な変更」とは、水道法施行規則第 13 条に定める「単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）」をいう。

- (2) 「修繕のうち急を要するもの」とは、鳥取市水道事業給水条例施行規程第3条第2項各号のいずれかに該当するときをいう。

なお、鳥取市水道事業給水条例第5条第2項に規定する利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、同条例施行規程第5条による。

変更日 平成16年11月1日

許認可等の内容	給水装置工事の設計審査等		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業給水条例第７条第３項		
担 当 課	水道局給水維持課	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 給水装置工事の設計審査（使用材料の確認を含む。）及び工事竣工後の工事検査は、水道法施行令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合し、かつ、鳥取市水道事業給水条例第 8 条に基づいて定められた鳥取市水道事業給水装置の構造及び材質並びに工事の施行に関する規程に適合していること。 ここで、「修繕のうち急を要するもの」とは、鳥取市水道事業給水条例施行規程第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するときをいう。 変更日 平成 16 年 11 月 1 日			

許認可等の内容	給水の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業給水条例第 14 条		
担 当 課	水道局料金課	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 給水区域内の需要者から給水申込みを受けたときは、水道法第 15 条第 1 項に規定する「正当の理由」により拒否する場合を除き給水を承認するものとする。 ここで、「正当の理由」とは、水道事業者の正常な企業努力にもかかわらずその責に帰すことのできない理由により給水契約の申込みを拒否せざるを得ない場合をいい、具体的には、次のような場合が想定される。 1 水道法第 16 条に定める場合 2 配水管未布設地区からの申込みの場合 ただし、申込者が自己の費用で配水管を設置し、給水を申し込む場合について除く。 3 給水量が著しく不足している場合 ここで、「著しく不足している場合」とは、正常な企業努力にもかかわらず給水量が著しく不足している場合であって、給水契約の受諾により他の需要者への給水に著しい支障をきたすおそれ明らかである場合をいう。 4 多量の給水量を伴う申込みの場合 ここで、「多量の給水量」とは、水道事業の事業計画内では対応し得ない多量の給水量をいう。 5 「建築基準法の違反建築物に係る水道の取扱いについて（昭和 46 年 1 月 29 日付け環水第 12 号厚生省環境衛生局長通達）」に定める場合 変更日 平成 10 年 4 月 1 日			

水道－ 6

許認可等の内容	後納の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業給水条例第 32 条第 1 項ただし書		
担 当 課	水道局給水維持課	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 条例第 32 条ただし書の規定により、管理者が手数料の後納を認める範囲は、次のとおりとする。 (1) 給水装置竣工後でないと経費の支出のできない公共団体及び公共的団体 (2) 天災地変（地震、風水害、火災等）に起因し、給水装置の新設及び増口径工事を行う者で、後納もやむを得ないと認められるもの 変更日 平成 10 年 4 月 1 日			

水道－ 7

許認可等の内容	既納手数料の還付		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業給水条例第 32 条第 2 項		
担 当 課	水道局給水維持課	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 1 給水装置工事の工事検査の手数料 給水申込みの取り消しにより、工事検査を実施しない場合は既納手数料を還付する。 審査基準を設定しない理由 2 指定給水装置工事事業者指定手数料 水道局においては、過去に本規定に基づいて手数料を還付した事例がなく、還付する特別な理由は想定しえないため審査基準は設定しない。 3 給水装置工事の設計審査 過去に本規定に基づいて手数料を還付した事例がなく、還付する特別な理由は想定しえないため審査基準は設定しない。 変更日 平成 10 年 4 月 1 日			

許認可等の内容	料金等の軽減又は免除		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業給水条例第 33 条		
担 当 課	次のとおり	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	次のとおり	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 1 水道料金（担当課 水道局料金課） 3 日 ここでいう「公益上その他特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合とする。 (1) 水道法第 24 条第 3 項に定める場合 ここで「公共の消防用として使用された水」とは、公設、私設を問わず消火栓等を利用した消防の公的活動により、消火及び演習用に使用される水並びにこのために必要となる消火水槽の補充用水等をいう。 (2) 鳥取市水道局に起因する濁水等で現場確認した場合 審査基準を設定しない理由 2 口径別納付金（担当課 水道局給水維持課） 具体的な審査基準を設定することが難しいので、個々の申請理由を公正に判断して審査する。 3 手数料 (1) 給水装置工事の設計審査及び工事検査の手数料（担当課 水道局給水維持課） 過去に本規定が適用された事例がなく、その具体的な審査基準を設定することが難しいので、個々の申請理由を公正に判断して審査する。 (2) 指定給水装置工事事業者指定手数料（担当課 水道局給水維持課） 過去に本規定に基づいて手数料を軽減又は免除した事例がなく、現在において手数料を軽減又は免除する特別な理由は想定しえないため。 4 その他の費用 過去に本規定が適用された事例はないが、公正に審査して決定する。 ここでいう「その他の費用」とは、次の第 1 号から第 5 号までの費用とする。 (1) 給水装置工事の費用（担当課 水道局給水維持課） (2) 給水装置の新設の特例に伴う費用（担当課 水道局給水維持課） (3) 給水装置の修繕に要する費用（担当課 水道局給水維持課） (4) 給水装置検査の特別の費用（担当課 水道局給水維持課） (5) 水質検査の特別の費用（担当課 水道局浄水課）			
変更日 平成 10 年 4 月 1 日			

水道－9

許認可等の内容	水源地等の参観の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業の水源地等の参観規程第4条		
担 当 課	水道局浄水課	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	7日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 参観の許可は、一般市民等の水道事業に対する知識の向上を目的に行うものであり、この目的を達すると認められ、かつ、次に掲げる事項に該当するかどうかを判断して行う。 (1) 施設の参観が執務の妨げにならないと認められること。 (2) 施設の安全、防災、機密保持その他施設管理に支障をきたさないと認められること。 変更日 平成13年12月20日			

水道－10

許認可等の内容	給水施設の新設等の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市工業用水道事業給水条例第5条第1項		
担 当 課	水道局西地域水道事務所	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	10日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 給水施設の設置場所が、鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例第2条第3項第1号に定める給水区域であり、工業用水道事業法第16条第1項に規定する「正当な理由」又は同条ただし書に規定する「1給水先当りの給水量の最小限度に満たないとき」により拒否する場合を除き承認するものとする。 ここで、「正当な理由」とは、工業用水道事業者の正常な企業努力にもかかわらずその責に帰することのできない理由により給水契約の申込みを拒否せざるを得ない場合をいい、具体的には、次のような場合が想定される。 1 給水のための施設が完成していない場合 2 給水能力に余裕がない場合 3 相手方が鳥取市工業用水道事業給水条例第5条に定める給水施設工事の工事費又は第18条第3項各号に定める工業用水道料金の支払を拒んだ場合 4 不測の災害によって施設が損壊した場合 5 給水が技術的にきわめて困難である場合 また、「1給水先当りの給水量の最小限度に満たないとき」とは、鳥取市工業用水道事業給水条例第4条に規定する「1給水先当たりの給水量が1日100立方メートル以上のもの」に満たないときをいう。 なお、給水施設の新設等の申込みについても同様とする。			

許認可等の内容	給水の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市工業用水道事業給水条例第 10 条第 1 項		
担 当 課	水道局西地域水道事務所	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 給水区域内の需要者から基本使用水量に係る給水の申込みを受けたときは、工業用水道事業法第 16 条第 1 項に規定する「正当な理由」又は同条ただし書に規定する「1 給水先当りの給水量の最小限度に満たないとき」により拒否する場合を除き給水を承認するものとする。 ここで、「正当な理由」とは、工業用水道事業者の正常な企業努力にもかかわらずその責に帰することのできない理由により給水契約の申込みを拒否せざるを得ない場合をいい、具体的には、次のような場合が想定される。 1 給水のための施設が完成していない場合 2 給水能力に余裕がない場合 3 相手方が鳥取市工業用水道事業給水条例第 5 条に定める給水施設工事の工事費又は第 18 条第 3 項各号に定める工業用水道料金の支払を拒んだ場合 4 不測の災害によって施設が損壊した場合 5 給水が技術的にきわめて困難である場合 また、「1 給水先当りの給水量の最小限度に満たないとき」とは、鳥取市工業用水道事業給水条例第 4 条に規定する「1 給水先当たりの給水量が 1 日 100 立方メートル以上のもの」に満たないときをいう。			

許認可等の内容	給水の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市工業用水道事業給水条例第 11 条第 1 項		
担 当 課	水道局西地域水道事務所	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 給水区域内の需要者から特定使用水量に係る給水の申込みを受けたときは、工業用水道事業法第 16 条第 1 項に規定する「正当な理由」又は同条ただし書に規定する「1 給水先当りの給水量の最小限度に満たないとき」により拒否する場合を除き給水を承認するものとする。 ここで、「正当な理由」とは、工業用水道事業者の正常な企業努力にもかかわらずその責に帰することのできない理由により給水契約の申込みを拒否せざるを得ない場合をいい、具体的には、次のような場合が想定される。 1 給水のための施設が完成していない場合 2 給水能力に余裕がない場合 3 相手方が鳥取市工業用水道事業給水条例第 5 条に定める給水施設工事の工事費又は第 18 条第 3 項各号に定める工業用水道料金の支払を拒んだ場合 4 不測の災害によって施設が損壊した場合 5 給水が技術的にきわめて困難である場合 また、「1 給水先当りの給水量の最小限度に満たないとき」とは、鳥取市工業用水道事業給水条例第 4 条に規定する「1 給水先当たりの給水量が 1 日 100 立方メートル以上のもの」に満たないときをいう。			

水道－13

許認可等の内容	基本使用水量又は特定使用水量の変更の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市工業用水道事業給水条例第 12 条第 2 項		
担 当 課	水道局西地域水道事務所	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 給水区域内の利用者から基本使用水量又は特定使用水量の変更の申込みを受けたときは、工業用水道事業法第 16 条第 1 項に規定する「正当な理由」又は同条ただし書に規定する「1 給水先当りの給水量の最小限度に満たないとき」により拒否する場合を除き給水を承認するものとする。 ここで、「正当な理由」とは、工業用水道事業者の正常な企業努力にもかかわらずその責に帰することのできない理由により給水契約の申込みを拒否せざるを得ない場合をいい、具体的には、次のような場合が想定される。 1 給水のための施設が完成していない場合 2 給水能力に余裕がない場合 3 相手方が鳥取市工業用水道事業給水条例第 5 条に定める給水施設工事の工事費又は第 18 条第 3 項各号に定める工業用水道料金の支払を拒んだ場合 4 不測の災害によって施設が損壊した場合 5 給水が技術的にきわめて困難である場合 また、「1 給水先当りの給水量の最小限度に満たないとき」とは、鳥取市工業用水道事業給水条例第 4 条に規定する「1 給水先当たりの給水量が 1 日 100 立方メートル以上のもの」に満たないときをいう。			

水道－14

許認可等の内容	料金等の軽減又は免除		
根拠法令及び条項	鳥取市工業用水道事業給水条例第 25 条		
担 当 課	水道局西地域水道事務所	処 分 権 者	水道事業管理者
標準処理期間	3 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 1 工業用水道料金 ここでいう「公益上その他特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合とする。 (1) 公設、私設を問わず消火栓等を利用した消防の公的活動（消火及び消火演習）に使用し、又はこのために必要となる消火水槽の補充用水等に使用するとき。 (2) 鳥取市水道局が施行する工事等に起因する濁水等で現場確認したとき。 審査基準を設定しない理由 2 給水施設工事の費用 具体的な審査基準を設定することが難しいので、個々の事例を公正に審査する。			